

② 基本方針

小山市介護ボランティア支援事業は、次の基本方針に基づき実施されています。

基本方針

- (1) 介護ボランティア支援制度は、高齢者が市内の定められたボランティアを実施することにより、社会参加を促進し、社会に貢献するとともに、自身の健康を維持し、いつまでも、自立した尊厳のある生活をおくることを目的とします。
- (2) 介護ボランティア支援事業の実施に当たっては、特にボランティアを実施する高齢者の健康の増進、維持に努めなければなりません。その結果として、給付費の抑制につながっていくものとします。
- (3) 【注意事項】介護ボランティア支援事業において、個人情報は絶対に漏らしてはならないとともに、その取扱いには、十分注意します。

③ 事業の概要

ア 概要

- 介護保険の第1号被保険者である高齢者に、介護ボランティア関連事業等でボランティア活動をしてもらい、活動実績に応じて、介護ボランティアポイントを付与します。
- 1年間、介護ボランティアポイントをためて、翌年度に、おやまブランド等の物品を贈呈するものです。
※平成24年2月末現在で、495人が介護ボランティアに登録しています。

イ 対象者

次の要件を満たす方

- 小山市の介護保険の第1号被保険者で要支援・要介護の認定を受けていない方
- あらかじめ本制度に登録をしている方
- 転換品の贈呈に関しては、介護保険料及び市税の未納、滞納がない方

ウ 活動の対象等

現在、次の2つの事業を対象としています。(この他、市長が認めたボランティア活動が対象となる場合があります。)

○ いきいきボランティア

小山市のいきいきふれあい事業での援助員・ボランティア・役員による参加者へのサポート活動(参加者は対象外)

★「小山市いきいきふれあい事業」とは

介護予防事業の一環として、比較的元気な高齢者を対象として、生きがい活動や寝たきり・介護予防のための知識の普及・啓発を実施。地域住民で組織する運営委員会が実施・運営しています。

○ 団体ボランティア

「介護ボランティア団体等」に登録した高齢者福祉に寄与することを目的としたボランティア団体による本来のボランティア活動



いきいきふれあい事業でのボランティア活動

エ ポイントの付与

介護ボランティアは、1回1時間の活動に対し、1ポイントを付与(1日2ポイント限度、複数箇所ポイントを得た場合も同様)します。

オ 転換品の贈呈

年間(4月から3月末まで)の介護ボランティアポイントは、本人の申請に基づき、転換品に換えることができます。転換品は年最高5,000円相当の物品になります。10ポイントごとに1,000円に換算し、年50ポイント(50時間)の活動で5,000円の限度額となります。

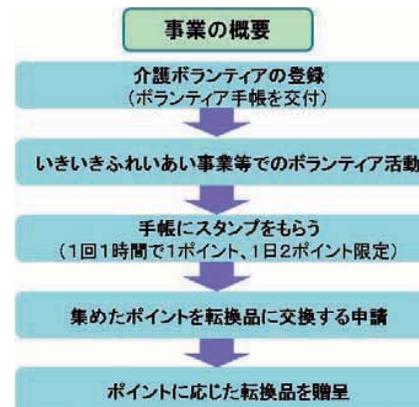
(4月～5月頃申請し、6月から贈呈)

ただし、介護保険料の未納や滞納がある場合は、転換品の贈呈は行いません。

介護ボランティアポイントは、次年度への繰越しは行いません。

介護ボランティアポイントは第三者に譲渡することはできません。

ポイント	贈呈する転換品
10ポイント未満	支給なし
10～19ポイント	1,000円相当の物品
20～29ポイント	2,000円相当の物品
30～39ポイント	3,000円相当の物品
40～49ポイント	4,000円相当の物品
50ポイント以上	5,000円相当の物品



小山市介護ボランティア手帳